

第48回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成30年3月24日(土) 午前10時

開催場所 ホテルグランヴィア大阪 20F なにわ 名庭の間

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株式会社 船井総研ホールディングス

証券コード 9757

 Funai Soken Holdings



人・企業・社会の未来を創る

Funai Soken Holdings

グループ 理念

人・企業・社会の未来を創る

私たちは、船井総研グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力で支援していきます。

グループ ビジョン

仕事を通じて、人と企業を幸せにする 常に社会に必要とされるグループ経営をめざす

私たちのめざすグループ経営とは、関係する人・企業を幸せにすることだと考えております。幸せを願う人や企業にとって必要なグループになることが、結果、常に社会に必要とされる存在になると考えております。

目 次

◆ 第48回定時株主総会招集ご通知	3
◆ 株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	13
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	17

第48回定時株主総会招集ご通知添付書類

◆ 事業報告	19
◆ 連結計算書類	43
◆ 計算書類	45
◆ 監査報告書	47
◆ 株主メモ	50

（注）本招集ご通知に記載しておりますグラフ、写真などは、ご参考情報であります。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第48回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

平成29年度を振り返りますと、国内経済におけるゆるやかな景気回復の下、当社グループにおいては中小企業向けの価値向上支援や金融業界向けコンサルティングを本格的にスタートさせることができ、従前からの強みである成長実行支援とともに大きく成長する年となりました。

引続き、信頼の総合経営コンサルティンググループの実現に向けて、中小企業向けにＩＴ・クラウドを活用したデジタル化支援や、業種別に時流に適した業績向上ソリューションの確立を推進してまいります。

今後とも、当社グループの企業価値向上に取組み、皆様のご期待にお応えできますよう、役職員一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

株式会社船井総研ホールディングス
代表取締役社長 グループCEO

高橋 栄



招集ご通知

株主総会参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主メモ

株 主 の 皆 様 へ

証券コード 9757
平成30年3月2日

大阪 市 中 央 区 北 浜 4 丁 目 4 番 1 0 号
株式会社 船井総研ホールディングス
代表取締役社長グループCEO 高嶋 栄

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

株主様におかれましては以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日に会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

当日ご出席願えない場合



郵送（議決権行使書）による議決権行使

後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成30年3月23日（金曜日）午後5時45分までに到着**するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

詳細は5頁から6頁までの「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご高覧ください。

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従い、**平成30年3月23日（金曜日）午後5時45分までに賛否をご入力**ください。

なお、インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時

平成30年3月24日(土曜日)午前10時

2. 場 所

大阪市北区梅田3丁目1番1号

ホテルグランヴィア大阪20F な に わ **名庭の間** (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第48期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第48期連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件**
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://hd.funaisoken.co.jp/>) に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんのでご了承ください。

①連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

②計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

ご案内

- 当日ご出席の際は、紙資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 昨年より株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://hd.funaisoken.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)^{*}から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

^{*}「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

パソコンまたはスマートフォン



議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

インターネット接続にファイアーウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使

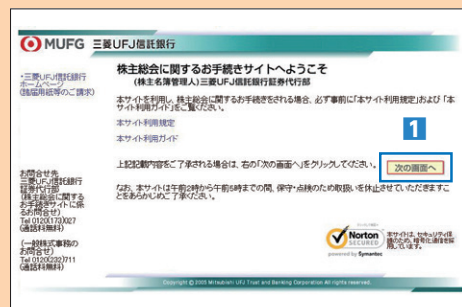


iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

議決権行使サイトへアクセス

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



1「次の画面へ」をクリック

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【ご注意事項】

- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- ・株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使は、株主総会前営業日の**平成30年3月23日(金曜日)午後5時45分まで**受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間 午前9時から午後9時まで)

ログインする

- 2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック

パスワードを変更する

- 4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- 5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主

総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

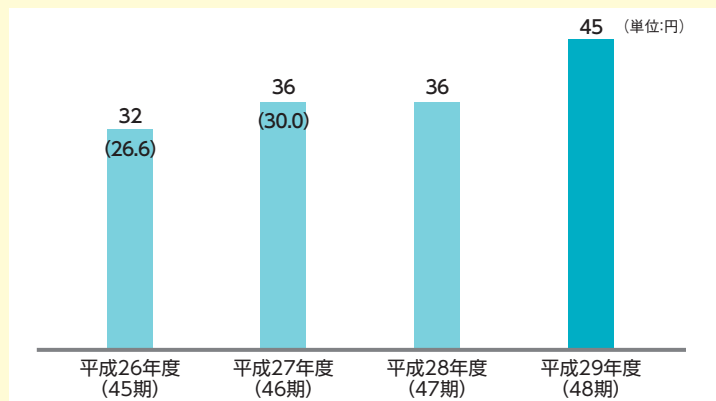
第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、業績を考慮した剰余金配当を実施することを基本方針としております。この方針に従い、期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに 関する事項及びその金額	当社普通株式 1株につき30円 配当総額 1,013,824,800円
これにより中間配当金(1株につき15円)と合わせまして年間配当金は1株につき45円となります。	
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年3月26日(月曜日)

<ご参考>

1株当たり年間配当金



(注) 当社は平成28年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を実施したため、平成26年度及び平成27年度については、現在の株式数を考慮した場合の配当金を()内に記載しております。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において迅速な意思決定を行うため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位
1	再任	たか しま 高 嶋	代表取締役社長グループCEO
2	再任	お の たつ 小 野 達 郎	取締役常務執行役員
3	再任	おく むら たか 奥 村 隆 久	取締役常務執行役員
4	再任	いさ がわ のぶ 砂 川 伸 幸	社外取締役
		社外取締役候補者 独立役員	



1

た か し ま
高嶋さ か え
栄

(昭和32年5月29日生)

再任

所有する当社の株式の数 270,445 株

取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月 当社入社
平成10年3月 当社取締役大阪経営指導本部長
平成16年3月 当社取締役専務執行役員経営支援統括本部本部長
平成20年3月 当社代表取締役副社長副社長執行役員ライン統括本部長
平成22年3月 当社代表取締役社長社長執行役員ＣＯＯ
平成26年7月 当社代表取締役社長グループＣＥＯ(現任)
(株)船井総合研究所代表取締役社長社長執行役員

取締役候補者としての選任理由

高嶋栄氏は当社代表取締役社長就任以来、広い視野、豊富な経験と知見を有し、強いリーダーシップで当社グループを牽引してまいりました。ストック型ビジネスによる収益力の強化、持株会社体制への移行による事業領域の拡大、中期経営計画の業績の前倒し達成など、当社グループのさらなる成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。



2 おの たつろう
小野 達郎 (昭和38年5月8日生)

再任

所有する当社の株式の数 89,560 株

取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年4月 当社入社
平成19年3月 当社取締役執行役員第一経営支援部長
平成22年3月 当社取締役常務執行役員ライン統括副本部長兼第二経営支援部長
平成26年1月 当社取締役常務執行役員人財開発本部本部長(現任)

■取締役候補者としての選任理由

小野達郎氏は当社グループの人事部門の責任者として、当社グループにおける優秀な人財の採用、定着等の人事管理、人財育成に注力し、当社グループの企業価値向上に多大な貢献をしております。今後は、グループの事業領域の拡大、持株会社体制の強みを活かしたグループ戦略の立案・実行等に取り組み、さらなる成長のために期待できる人材と判断し、引続き、取締役候補者として選任をお願いするものであります。



3

おくむら たかひさ
奥村 隆久

(昭和34年7月13日生)

再任

所有する当社の株式の数 38,160 株

取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 平成9年7月 当社入社
- 平成25年3月 当社取締役執行役員スタッフ統括副本部長兼財務部長兼内部統制室長(財務担当役員)
- 平成26年7月 当社取締役執行役員経営管理本部本部長兼内部統制室室長
- 平成27年3月 (株)船井総合研究所監査役(現任)
- 平成28年1月 当社取締役執行役員経営管理本部本部長
- 平成29年3月 当社取締役常務執行役員経営管理本部本部長(現任)

取締役候補者としての選任理由

奥村隆久氏は財務部門の責任者として、グループ全体の財務戦略、資本政策の立案・実行、ＩＲ体制の充実と推進、ガバナンス体制の強化、内部統制報告制度の適切な運用に貢献してまいりました。持株会社体制による最適なグループ経営を今後さらに推進するために適任と判断し、引続き、取締役候補者として選任をお願いするものであります。



4

いさがわ のぶゆき

砂川 伸幸

(昭和41年12月8日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

取締役在任期間 2年(本定時総会終結時)

所有する当社の株式の数 — 株

取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 平成元年4月 新日本証券(株)(現みずほ証券(株))入社
平成10年4月 神戸大学経営学部助教授
平成19年4月 同大学大学院経営学研究科教授
平成23年1月 (株)T A S A K I 社外取締役
平成28年3月 当社取締役(現任)
平成28年4月 国立大学法人京都大学経営管理大学院 教授(現任)

■取締役候補者としての選任理由

砂川伸幸氏は、ファイナンスをはじめ、企業価値評価、価値創造経営、コーポレート・ガバナンスにおいて造詣が深く、大学教授としての高度な専門知識と幅広い経験を有しておられ、その見識等から、当社グループの経営全般に関して発言を行っております。引続き当社グループの経営に対して提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 砂川伸幸氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 砂川伸幸氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、経営学の専門家であり、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものとして社外取締役候補者といたしました。
4. 当社は、砂川伸幸氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成30年1月1日付で実施した株式分割前の当期末時点における株式数で記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名		現在の当社における地位
1	再任	ひやくむら 百村	まさひろ 正宏	取締役（監査等委員）
2	再任	なかお 中尾	あつし 篤史	社外取締役（監査等委員）
		独立役員		
3	再任	こばやし 小林	あきひろ 章博	社外取締役（監査等委員）
		独立役員		



1

ひやくむら まさひろ

百村 正宏

(昭和40年2月27日生)

再任

所有する当社の株式の数 940 株

取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和63年10月	当社入社
平成9年1月	当社管理本部経営管理グループリーダー
平成15年3月	船井キャピタル(株)代表取締役
平成23年3月	当社監査役
平成26年7月	(株)船井総合研究所 監査役(現任)
平成28年3月	当社取締役(監査等委員)(現任)

■取締役候補者としての選任理由

百村正宏氏は当社グループにおいて、財務部門における実務経験、グループ会社の経営経験があり、事業全般に関して広い知見と経験を有しております。現在は監査等委員である取締役として客観的かつ公正な立場に立って経営の監視監督を行うとともに、経営の重要事項に関しては積極的に提言をいただいております。引続き監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。



2

なか お あつ し
中尾 篤史

(昭和44年12月21日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

取締役在任期間

2年(本定時総会終結時)

所有する当社の株式の数 — 株

取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 3 年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) 入所
平成 7 年 7 月 本郷会計事務所(現辻・本郷税理士法人) 入所
平成12年11月 中央シーエスアカウンティング(株)(現C S アカウンティング(株)) 取締役
平成17年12月 同社専務取締役(現任)
平成25年 3 月 当社監査役
平成28年 3 月 当社取締役(監査等委員)(現任)

■取締役候補者としての選任理由

中尾篤史氏は公認会計士、税理士及び会社経営者としての専門的見地から、当社では平成25年から社外監査役として、平成28年からは監査等委員である社外取締役として経営の重要事項に関して積極的に提言をいただいております。

引続き当社の経営に対して提言をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。



3

こばやし あきひろ
小林 章博

(昭和45年12月19日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

取締役在任期間

2年(本定時総会終結時)

所有する当社の株式の数 — 株

取締役会への出席状況

12/13回(92.3%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 平成11年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)
中央総合法律事務所入所
- 平成21年11月 弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所 代表(現任)
- 平成22年4月 京都大学法科大学院非常勤講師
- 平成25年3月 当社監査役
- 平成28年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)
- 平成29年4月 国立大学法人京都大学法科大学院 特別教授(現任)

■取締役候補者としての選任理由

小林章博氏は弁護士及び法律事務所代表者として豊富な経験と識見を活かし、当社では平成25年から社外監査役として、平成28年からは監査等委員である社外取締役として経営の重要事項に関して積極的に提言を頂いております。

引続き当社の経営に対して提言いただくため、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、同氏がパートナーとして務める弁護士法人中央総合法律事務所と当社グループとの間に平成27年において取引がありましたが、その取引額は当社の連結売上高の0.1%未満と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、候補者の独立性に影響を及ぼすものではありません。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 中尾篤史氏及び小林章博氏は社外取締役候補者であります。

なお、両氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 当社は、中尾篤史氏及び小林章博氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成30年1月1日付で実施した株式分割前の当期末時点における株式数で記載しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

平成28年3月26日開催の第46回定時株主総会において選任いただいた、補欠の監査等委員である取締役平山浩一郎氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



ひらやま こう いち ろう
平山 浩一郎 (昭和48年11月20日生)

補欠の監査等委員である
社外取締役候補者

所有する当社の株式の数 — 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成8年4月 (株)あさひ銀行(現(株)りそな銀行)入行
平成19年9月 弁護士会登録(大阪弁護士会)
弁護士法人中央総合法律事務所入所
平成27年1月 弁護士法人中央総合法律事務所 パートナー就任(現任)

■補欠の監査等委員である取締役候補者としての選任理由

平山浩一郎氏は、弁護士としての高い知見と豊富な経験を当社の経営に活かしていただけるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏がパートナーとして務める弁護士法人中央総合法律事務所と当社グループとの間に平成27年において取引がありましたが、その取引額は当社の連結売上高の0.1%未満と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、候補者の独立性に影響を及ぼすものではありません。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平山浩一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

1. 取締役候補者の選任

当社は、半数以上を社外取締役で構成された指名委員会を設置しており、当委員会において取締役候補者について審議し、取締役会がその結果の提言を受けて取締役候補者を決定しております。

(1) 取締役(監査等委員を除く)

取締役(監査等委員を除く)に求められる役割、期待は、グループ事業会社を含めた執行の監督を行うのに必要な事業活動に対する深い見識に加え、グループ全体をグループの事業戦略、財務面、コンプライアンス、ガバナンスの視点から俯瞰し、業務執行・監督を行うことと定めております。

(2) 取締役(監査等委員)

取締役(監査等委員)に求められる役割、期待は、グループ会社の業務執行の監督・運営を担う経営陣に対し、企業経営、財務・会計、コンプライアンス、ガバナンス等の多様な視点から経営の妥当性と適法性を確保することと定めております。

上記方針に従い、指名委員会において、年齢、性別及び国籍等に関わらず、取締役としての株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を取締役候補者として選定する方針であります。なお、指名委員会委員4名のうち2名が社外取締役であります。

2. 社外取締役の独立性

当社は、社外取締役を選任するにあたっては、経験に裏付けされた高次の視点から当社グループの経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力があり、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考に、当社グループとの人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係を確認し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性のある者を、指名委員会において、社外取締役候補者に指名しております。

以 上

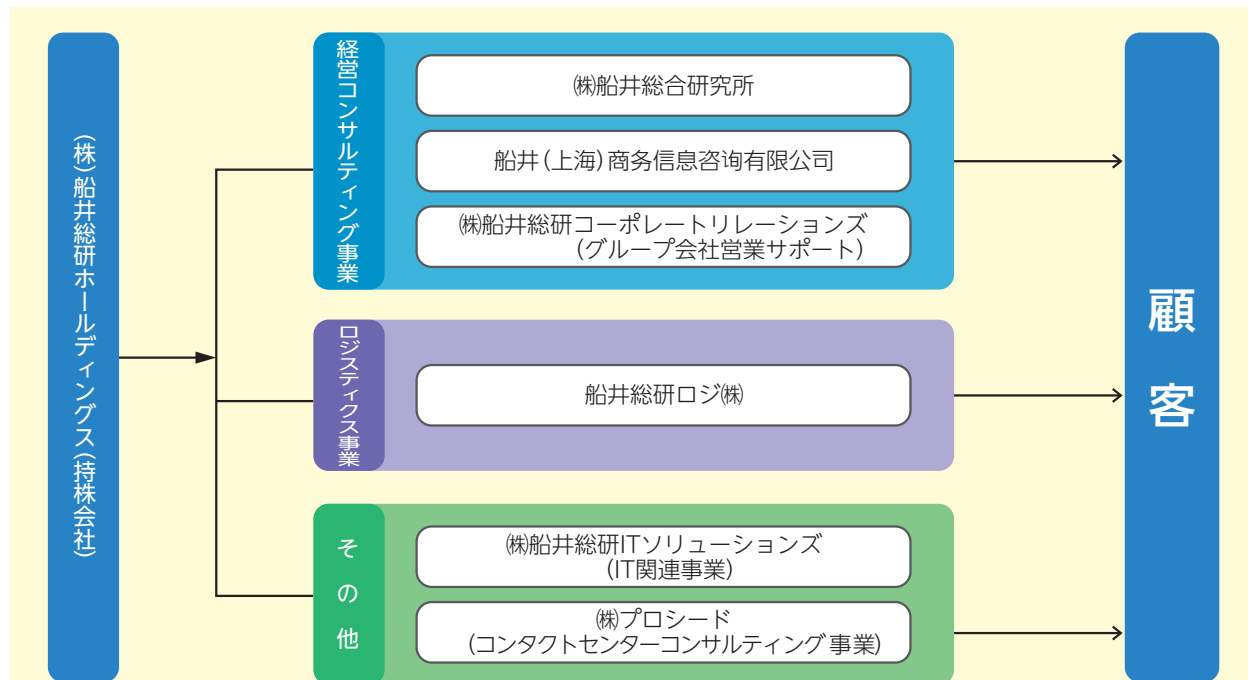
事業報告 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

1:当社グループの現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、デフレ脱却に向けた諸政策の効果もあり、企業収益や雇用情勢は緩やかに改善したものの、北朝鮮をめぐる軍事的緊張の高まり、米国の経済政策、英国のEU離脱を中心とした欧州の政治動向等、今後の実体経済は依然として不透明な状況にあります。このような状況の下、当社グループは主力事業である経営コンサルティング事業の業績が好調に推移し、連結経営成績は引続き過去最高の売上高及び利益を達成することができました。

■ (ご参考) 当社グループの事業の系統図：平成29年12月31日現在



売上高におきましては、経営コンサルティング事業における会員制度のひとつである経営研究会の会員数の増加や会員付帯サービスの充実により会費収入が順調に増加し、また、前連結会計年度より本格的に開始いたしました労働者不足解決ソリューションのひとつである人材採用のためのインターネット広告を活用したダイレクトリクルーティングに関する各種サポート事業が大きく拡大いたしました。これらの相乗効果により、当事業の最大の特徴である月次支援型コンサルティング業務の件数が順調に増加することとなり、その結果、売上高は前連結会計年度に比べて13.7%増の18,685百万円となりました。

営業利益におきましては、前述の増収要因に加え、セミナー集客の効率化による集客コストの削減や、業務効率化を目的としたTV会議システムの導入促進による旅費交通費の削減等により利益率が向上し、また、ロジスティクス事業における利益率の高い物流コンサルティング業務の大型案件が好調に推移しましたため、当初の利益計画を大きく上回ることとなりました。その結果、営業利益は前連結会計年度に比べて20.0%増の4,631百万円となりました。

経常利益は、余資運用による運用益が増加したことにより営業外収益が103百万円(前連結会計年度70百万円)となり、営業外費用が54百万円(前連結会計年度62百万円)となりました。その結果、経常利益は前連結会計年度に比べて21.1%増の4,681百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等合計が1,480百万円(前連結会計年度1,386百万円)となり、前連結会計年度に比べて25.3%増の3,206百万円となりました。

売上高

18,685 百万円 (前連結会計年度比 13.7%増)



営業利益

4,631 百万円 (前連結会計年度比 20.0%増)



経常利益

4,681 百万円 (前連結会計年度比 21.1%増)



親会社株主に帰属する
当期純利益

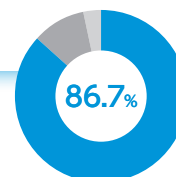
3,206 百万円 (前連結会計年度比 25.3%増)



経営 コンサルティング事業

売上高 16,181百万円

前連結会計年度比
14.7%増

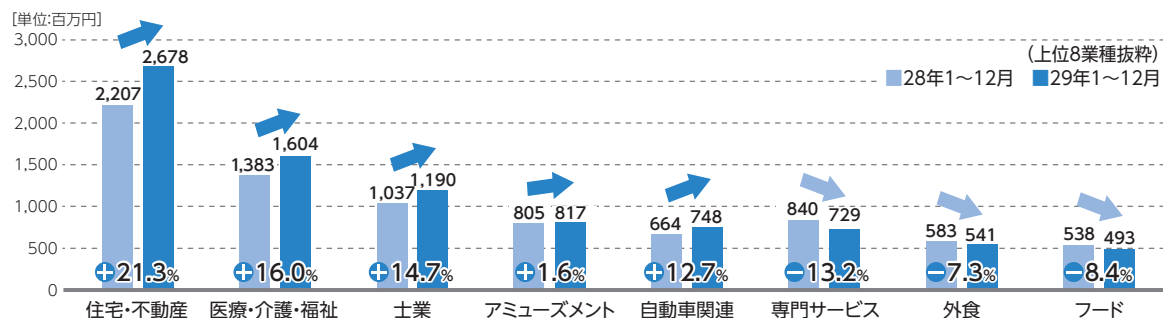


経営コンサルティング事業の業種別におきましては、当事業の主力部門である住宅・不動産業界向けコンサルティングにおいて、引続き中小企業向けの業績向上ソリューションの確立が進んだこと、中堅・大手企業向けのプロジェクト案件が増加したことにより、前連結会計年度に比べて20%以上の売上高増加となりました。また、医療・介護・福祉業界、土業業界向けコンサルティングにおいても、経営研究会の会員数増加により、コンサルティング契約が順調に増加いたしました。

テーマ別におきましては、人材開発コンサルティングが本格的に拡大し、物流業界や飲食業界等人手不足が深刻化する業界における人材採用コンサルティング、国策のひとつである待機児童解消をテーマとした保育事業への新規参入コンサルティング等が大きく伸びました。

業種・テーマ別に開催している経営研究会においては、時流に適した成功率の高いソリューションの開発や業種別の成功事例の共有、業種別の各種経営データの収集を促進することにより研究会の質の向上を図ってまいりました。また、当連結会計年度より中小企業の価値向上支援をテーマとした高収益経営研究会や、以前まで取組んでおりませんでした金融業界向けの経営研究会を開始し、当事業のサービス領域の拡充を進めてまいりました。その結果、売上高は16,181百万円(前連結会計年度比14.7%増)、営業利益は4,292百万円(同14.9%増)となりました。

■ (ご参考) 部門別実績推移グラフ



(注) 上記数値は、当社業種分類に基づいたコンサルティング契約の売上実績をもとに算出した数値です。

ロジスティクス事業

売上高 1,882百万円

前連結会計年度比
8.8%増

10.1%

ロジスティクス事業におきまして、主力の物流オペレーション業務において既存顧客の高い継続率を基盤に、新規顧客からの受注も増加し、とりわけ輸配送取次ぎ及び倉庫入庫業務における受注等、積極的な営業活動によって新たな顧客のニーズを発掘し、顧客の販促活動を推進することで売上高は順調に推移いたしました。また、物流コンサルティング業務においても、引続き新規顧客の受注増加により、売上高増加に貢献いたしました。

また、前連結会計年度に比べ利益率の高い業務が増加したため、順調に営業利益も増益となりました。

その結果、売上高は、1,882百万円(前連結会計年度比8.8%増)、営業利益は144百万円(同54.8%増)となりました。

そ の 他

売上高 597百万円

前連結会計年度比
3.9%増

3.2%

その他事業のコンタクトセンターコンサルティング事業におきましては、COPC認証制度のコンサルティングを主軸に既存顧客による継続案件のほか、期間限定研修の実施や、新規顧客による大口案件の研修の実施により、計画以上の売上高を達成することができました。

また、IT関連事業におきましては、コンサルティング業務において前連結会計年度より着手しております大型案件の受注に伴い、売上高は堅調な推移となりました。

その結果、売上高は、597百万円(前連結会計年度比3.9%増)、営業利益は53百万円(同890.9%増)となりました。

(2) 対処すべき課題

国内経済は、雇用・所得環境の改善が続き、個人消費は緩やかに回復基調が続いているものの、北朝鮮を巡る軍事的緊張の高まり、欧米の政策動向の影響等による海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響により依然として先行き不透明な状況下にあります。

このような状況のなか、第2次中期経営計画を策定し、「信頼の総合経営コンサルティンググループ」の実現に向けて、真に顧客の求めるニーズをとらえ、各業界の時流に適したコンサルティングサービスを提供し、常に顧客に寄り添い、顧客とともに進化し、広く社会に貢献できるよう以下の課題に取り組んでまいります。

1 優秀な人財の採用、育成の強化、定着率の向上

当社グループの中核である経営コンサルティング事業の業績を向上するためには、各個人のコンサルティング力の向上が不可欠であり、優秀な人財の確保が必要です。採用活動については当社の人財開発本部において一括して行っており、平成29年は新卒採用を中心にコンサルタント104名を採用いたしました。コンサルタントの増加は当社グループの成長を支える重要な原動力となりますので、今後も新卒採用を中心に積極的に拡大してまいります。

さらに、優秀な人財が定着することで、顧客との関係性が継続的に強化され、契約継続率が向上し業績の安定化につながります。こうしたことから、採用した能力の高い社員を優秀なコンサルタントに育成し、定着させることが、当社グループの重要な課題と考えております。

また、働き方改革の推進により労働時間の見直しや、リモートワークの導入、育児等と就業の両立支援の制度の導入など女性の活躍機会の向上に積極的に取り組んでまいります。今後も、コンサルタントがより長く、より働きやすくなる環境づくりを目指してまいります。

2 グループ経営の強化及び事業領域の拡大

当社グループが中小・中堅企業に対する企業経営に関する「総合経営コンサルティンググループ」を目指すためには、従来の業種別のマーケティングコンサルティングである成長実行支援やマネジメントコンサルティングである人材開発支援の拡充のほかに、今後は企業価値向上支援やデジタル化支援に向けた体制を整える必要があります。コンサルティングサービスの質の向上及び領域の拡大やグループ会社間の連携を促進するためにも、M&Aや業務提携、グループ内事業の開発等を通じてグループ経営を強化し、顧客企業の経営者に対して最適なコンサルティングサービスを提供できる体制を整備してまいります。

3 経営研究会の拡充

経営コンサルティング事業を中心に展開しております経営者向けの業種・テーマ別経営研究会において、業界動向や成功事例等の情報交換を活発に行い、研究会ごとに時流に適した業績向上ソリューションの研究を行っております。経営研究会の会員数増加は、当事業の売上高の約70%を占める月次支援型コンサルティング業務との相乗効果が高く、経営全体を牽引することから、経営研究会の拡充が重要な課題であると認識しております。

経営者向けセミナーの開催や協業先や既存顧客からの紹介等を通じて経営研究会への誘導を図り、会員数の増加を目指してまいります。また今後は、単に会員数の増加のみならず、その品質についても充実を図るべく、業種別経営研究会から、さらにビジネスモデル別の経営研究会へのリニューアルに取り組んでまいります。

4 アジア市場への展開

アジア市場への展開については、当社グループは進出先として中国市場を対象を絞っております。既に国内企業の海外進出をサポートするコンサルティング業務を行ってまいりましたが、中国市場においても適切なコンサルティングサービスを拡充するために、現地での営業展開や人材採用のほか、市場の活性化を目的とした顧客同士の学びの場としての経営研究会を提案し、業界全体の向上を目指しております。国内売上比率が圧倒的に高い状況が続いておりますが、今後は大きく事業拡大が期待できる市場であると考えております。

5 企業の社会的責任(CSR)に基づく経営

当社グループの健全な成長を確保し、企業価値の向上を図るために、企業の社会的責任(CSR)に立脚した経営が不可欠と認識しております。当社グループといたしましては、企業の社会的責任を果たすべく、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、総合的な経営コンサルティング業務を通じて、当社グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力で支援することを基本理念としております。この基本理念に基づき、社会の発展に結実する経営を目指してまいります。

6 内部統制、コーポレート・ガバナンスの向上

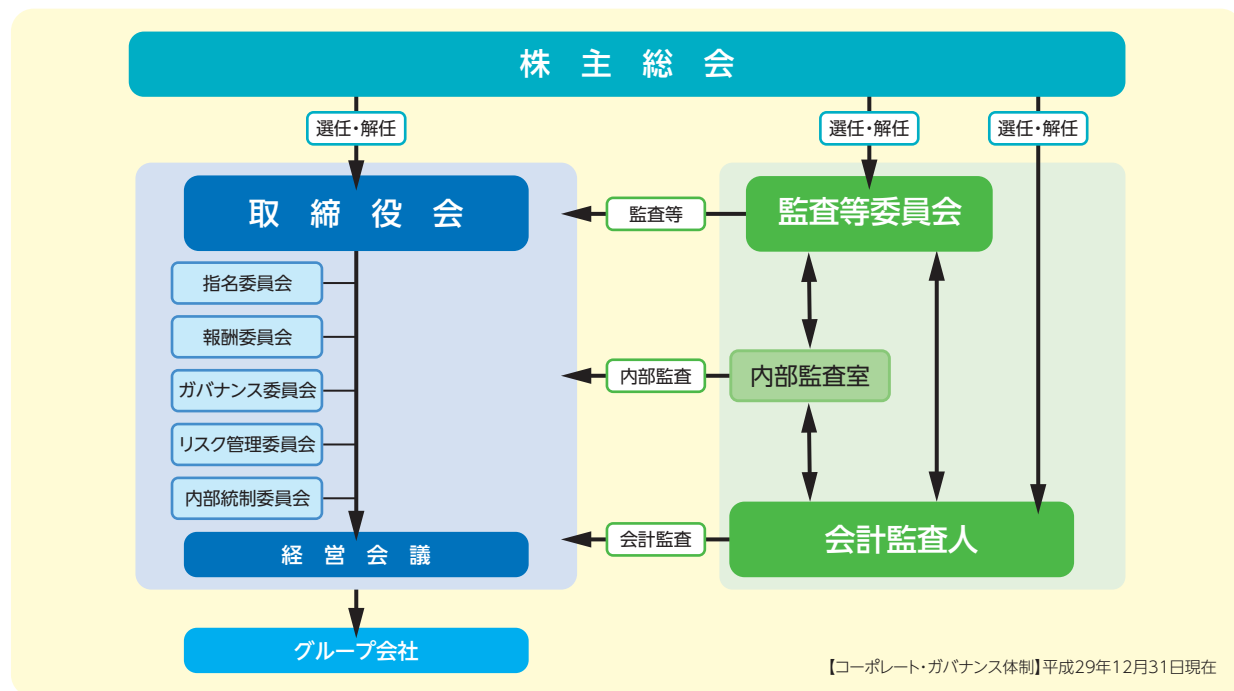
持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの向上が不可欠と認識しており、「コーポレートガバナンス・コード」の適切な実践や、内部統制機能の確立は極めて重要な課題であると考えております。社外取締役のみで構成される「ガバナンス委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスの適切な実践に向けての検討を定期的に行っており、併せて、内部統制報告制度に対応し、経営の透明性と健全性の確保を目的とした内部統制ルールを導入し、運用しております。また、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実、経営の公平性・効率性の向上のため、平成28年3月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これらにより、当社グループにおける戦略及び事業目的の推進を組織として機能させ、より適正かつ効率的な経営を遂行し、事業基盤の強化を図ってまいります。

なお、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(ご参考) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、遵法経営の実施及び株主利益の極大化を主たる目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。取締役のうち3分の1以上の社外取締役を選任することにより、取締役会の客観性・妥当性を確保し、社外取締役2名を含む3名の監査等委員による取締役会の適法性・妥当性の監査・監督を行っております。

また、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置づけており、法令等に基づく開示、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社グループの現状のみならず、今後の事業戦略についても、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。



(3) 当社グループ及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

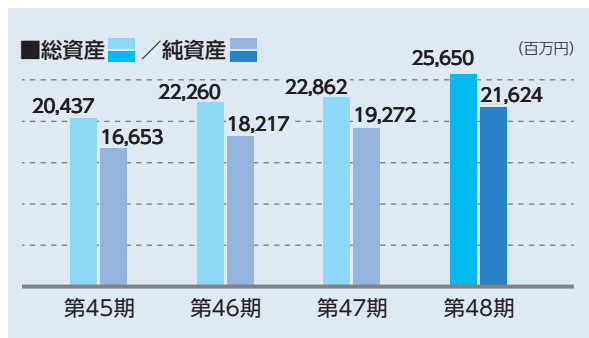
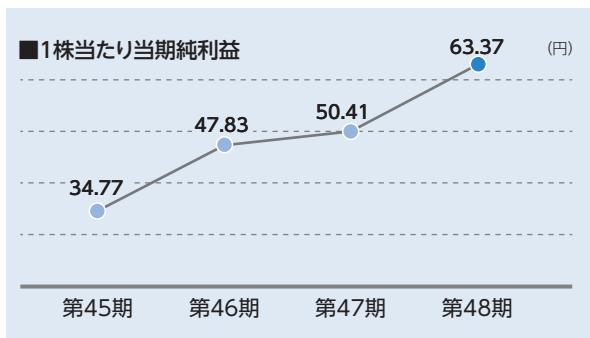
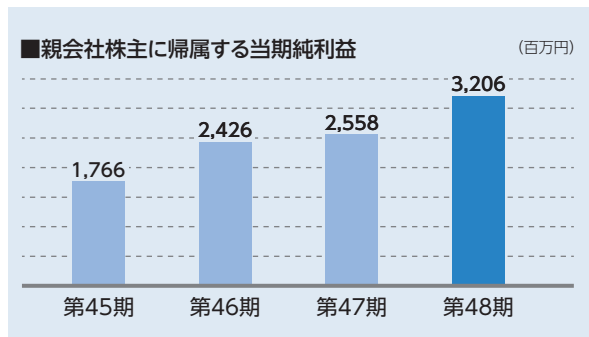
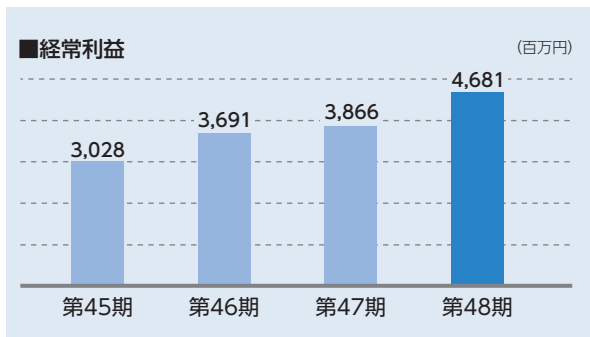
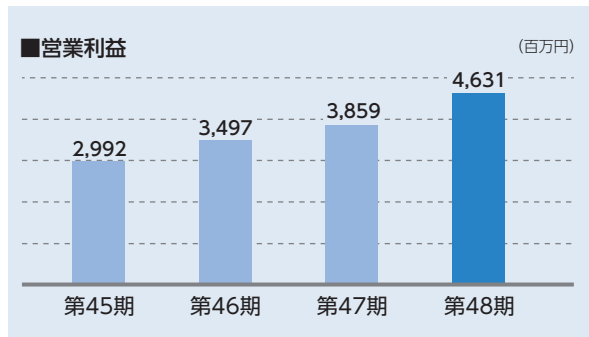
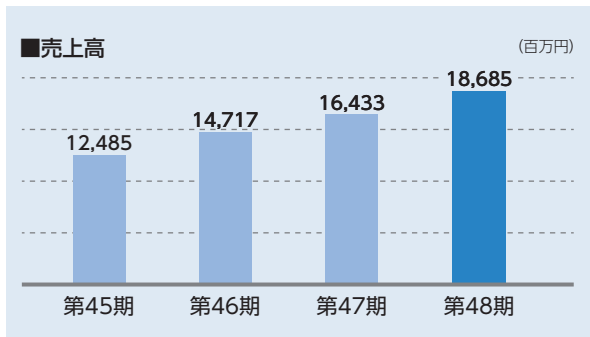
区 分	平成26年度 第45期	平成27年度 第46期	平成28年度 第47期	平成29年度 第48期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	12,485,057	14,717,741	16,433,399	18,685,358
営業利益 (千円)	2,992,674	3,497,010	3,859,810	4,631,712
経常利益 (千円)	3,028,649	3,691,290	3,866,895	4,681,125
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,766,777	2,426,440	2,558,898	3,206,556
1株当たり当期純利益 (円)	34.77	47.83	50.41	63.37
総資産 (千円)	20,437,161	22,260,059	22,862,678	25,650,560
純資産 (千円)	16,653,794	18,217,095	19,272,477	21,624,779
自己資本比率 (%)	81.1	81.3	83.5	83.3

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年度 第45期	平成27年度 第46期	平成28年度 第47期	平成29年度 第48期 (当期)
売上高及び営業収益 (千円)	5,929,526	2,003,508	3,533,717	4,291,113
営業利益 (千円)	1,703,567	522,841	1,783,257	2,051,191
経常利益 (千円)	1,737,795	551,258	1,768,505	2,069,365
当期純利益 (千円)	998,827	522,155	1,753,032	1,975,247
1株当たり当期純利益 (円)	19.66	10.29	34.53	39.04
総資産 (千円)	18,300,461	17,139,808	17,276,742	18,592,327
純資産 (千円)	15,984,766	15,578,963	15,805,672	16,905,419
自己資本比率 (%)	86.9	90.3	90.4	89.5

(注) 1. 当社は、平成26年7月1日付で持株会社体制へ移行いたしました。このため、第46期以降は第45期と比較して変動しております。
2. 各期の1株当たり当期純利益は、平成28年1月1日付の株式分割(1:1.2)、平成30年1月1日付の株式分割(1:1.5)が第45期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(ご参考) 連結業績推移グラフ



(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (出 資 金)	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社船井総合研究所	3,000,000 千円	100.0 %	経営コンサルティング事業
船井総研ロジ株式会社	98,000	100.0	ロジスティクス事業
株式会社船井総研コーポレイトリレーションズ	50,000	100.0	営業サポート業務
株式会社プロシード	100,000	100.0	コンタクトセンターコンサルティング事業
株式会社船井総研ＩＴソリューションズ	60,000	100.0	ＩＴ関連事業
船井（上海）商务信息咨询有限公司	50,000	100.0	経営コンサルティング事業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記に記載している6社であります。
2. 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

名 称	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社船井総合研究所	大阪市中央区北浜4丁目4番10号	5,718,319千円	18,592,327千円

(5) 主要な事業内容

- ①経営コンサルティング事業
- ②ロジスティクス事業

(6) 主要な拠点等

	名 称	所 在 地
当 社	株式会社船井総研ホールディングス	大阪本社 東京本社
子会社	株式会社船井総合研究所	大阪本社 東京本社
	船井総研ロジ株式会社	大阪本社
	株式会社船井総研コーポレイトリレーションズ	大阪本社
	株式会社プロシード	東京本社
	株式会社船井総研ＩＴソリューションズ	東京本社
	船井(上海)商务信息咨询有限公司	中国上海市

(7) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

種 類	従 業 員 数
経 営 コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	808 名
ロ ジ ス テ ィ ク ス 事 業	25
そ の 他	24
全 社 (共 通)	84
合 計	941

(注) 従業員数には、パートタイマー (29名) は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
84名	19名増	39.2歳	8.9年

2:会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数… 130,000,000株

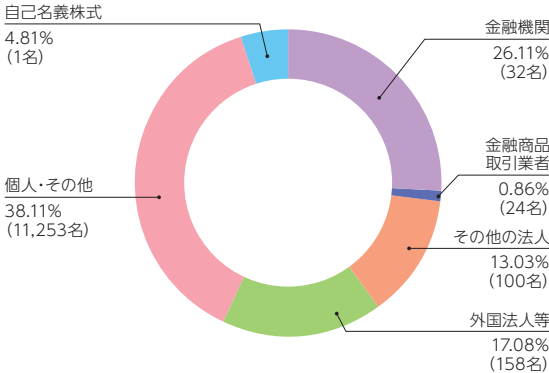
(2)発行済株式の総数… 33,794,160株
(自己株式1,705,840株を除く)

(3)株主数 ……………11,568名

(4)単元株式数…………… 100株

(5)大株主(上位10名)

■(ご参考)所有者別株式分布状況(株式数比率)



株 主 名	持株数	持株比率
株 式 会 社 船 井 本 社	3,814 千株	11.29 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,195	6.50
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,301	3.85
船 井 和 子	1,045	3.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	944	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	778	2.30
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	708	2.10
船 井 勝 仁	704	2.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	656	1.94
船 井 孝 浩	593	1.75

(注) 1. 持株比率は自己株式 (1,705千株) を控除して計算しております。
2. 当社は、平成30年1月1日付で、普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。

3: 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	2012- I 新株予約権	2013- I 新株予約権
発行決議の日	平成24年4月17日	平成25年4月16日
新株予約権の数	160個	170個
保有人数 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	4 名	4 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数(注)7	普通株式 19,200株 (1個あたり120株)	普通株式 20,400株 (1個あたり120株)
新株予約権の発行価格(注)7	1株あたり244円(注)1	1株あたり388円(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	平成24年5月8日～平成54年5月7日	平成25年5月8日～平成55年5月7日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

名 称	2014- I 新株予約権	2015- I 新株予約権
発行決議の日	平成26年4月15日	平成27年5月23日
新株予約権の数	170個	170個
保有人数 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	4 名	4 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数(注)7	普通株式 20,400株 (1個あたり120株)	普通株式 20,400株 (1個あたり120株)
新株予約権の発行価格(注)7	1株あたり393円(注)3	1株あたり796円(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	平成26年5月8日～平成56年5月7日	平成27年6月19日～平成57年6月18日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

名 称	2016- I 新株予約権	2017- I 新株予約権
発行決議の日	平成28年 4 月21日	平成29年4月21日
新株予約権の数	200個	220個
保有人数 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	4 名	4 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数(注) 7	普通株式 24,000株 (1 個あたり120株)	普通株式 26,400株 (1 個あたり120株)
新株予約権の発行価格(注) 7	1 株あたり1,205円(注) 5	1 株あたり1,769円(注)6
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり1円	1 株あたり1円
新株予約権の行使期間	平成28年 5 月13日～平成58年 5 月12日	平成29年5月9日～平成59年5月8日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

- (注) 1. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 1 円と付与日における公正な評価単価243円を合算しております。
2. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 1 円と付与日における公正な評価単価387円を合算しております。
3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 1 円と付与日における公正な評価単価392円を合算しております。
4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 1 円と付与日における公正な評価単価795円を合算しております。
5. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 1 円と付与日における公正な評価単価1,204円を合算しております。
6. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 1 円と付与日における公正な評価単価1,768円を合算しております。
7. 当社は、平成28年 1 月 1 日付で、普通株式 1 株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。上記株式の種類及び数、発行価格及び公正な評価単価は当該株式分割に係る調整後の数及び価格で記載しております。

(2) 当事業年度中に当社執行役員及び子会社役員等に対して交付された新株予約権の内容の概要

名 称	2017- I 新株予約権
発行決議の日	平成29年 4 月21日
新株予約権の数	400個
交付人数 当社執行役員 当社の子会社役員等	2 名 15名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	普通株式48,000株 (1 個あたり120株)
新株予約権の発行価格	1 株あたり1,769円(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円
新株予約権の行使期間	平成29年 5 月 9 日～平成59年 5 月 8 日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(注) 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 1 円と付与日における公正な評価単価1,768円を合算しております。

4:会社役員に関する事項

(1)取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高嶋 栄	代表取締役社長 グループCEO	
五十棲 剛史	取締役 常務執行役員 事業開発室室長	
小野 達郎	取締役 常務執行役員 人財開発本部本部長	
奥村 隆久	取締役 常務執行役員 経営管理本部本部長	株式会社船井総合研究所 監査役
砂川 伸幸	取締役	国立大学法人京都大学経営管理大学院 教授
百村 正宏	取締役（常勤監査等委員）	株式会社船井総合研究所 監査役
中尾 篤史	取締役（監査等委員）	CSアカウンティング株式会社 専務取締役
小林 章博	取締役（監査等委員）	弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所 代表

- (注) 1. 当期中の取締役の異動
大野潔氏は、平成29年3月25日開催の第47回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 砂川伸幸氏、中尾篤史氏及び小林章博氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(常勤監査等委員)百村正宏氏は、当社の財務部門において10年以上の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役(監査等委員)中尾篤史氏は公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに監査等委員会と内部監査部門の十分な連携を可能とすべく、取締役百村正宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	6名	204,992千円
取締役（監査等委員）	3名	28,250千円
合 計	9名	233,242千円

- (注) 1. 上記取締役（監査等委員を除く）の支給人員及び報酬等の額は、平成29年3月25日開催の第47回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役を含んでおります。
2. 上記取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年3月26日開催の第46回定時株主総会において年額400,000千円以内（但し、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まない。）と決議いたしております。また、平成29年3月25日開催の第47回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、報酬限度額である年額400,000千円（うち社外取締役20,000千円以内）の枠内において、年額50,000千円以内（但し、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まない。）で付与することを決議いたしております。
3. 上記取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年3月26日開催の第46回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いたしております。
4. 上記報酬等の額のうち、社外役員に対する報酬額は3名で16,080千円であります。
5. 上記報酬等の額には、当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対してストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額30,007千円を含んでおります。
6. 上記のほか、平成29年3月25日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し役員退職慰労金12,000千円を支給しております。

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、報酬委員会において検討・審議し、取締役会において協議、決定しております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、報酬委員会において総合的に勘案し、その審議結果及び答申を踏まえ、代表取締役社長が取締役会に諮って決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員報酬等の限度内で算定しており、報酬委員会において検討・審議し、その審議結果及び答申を踏まえ、監査等委員会が協議、決定することとしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役砂川伸幸氏は国立大学法人京都大学経営管理大学院の教授であります。なお、当社と国立大学法人京都大学経営管理大学院との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）中尾篤史氏はCSアカウンティング株式会社の専務取締役であります。なお、当社とCSアカウンティング株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）小林章博氏は弁護士法人中央総合法律事務所の京都事務所の代表であります。なお、当社と弁護士法人中央総合法律事務所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	砂 川 伸 幸	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に大学教授としての専門的見地、経験から発言を行っております。
取締役（監査等委員）	中 尾 篤 史	当事業年度開催の取締役会13回全て、監査等委員会12回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役（監査等委員）	小 林 章 博	当事業年度開催の取締役会13回中12回、監査等委員会12回中11回出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

5: 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

17,400千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬について、取締役、経理部門等の社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積の算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断いたしましたので、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6: 会社の体制及び方針

当社グループは「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念と「仕事を通じて、人と企業を幸せにする 常に社会に必要とされるグループ経営をめざす」というグループビジョンを当社グループの役員、従業員によって具現化するべく、適切な組織の構築、社内規程・ルール等の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを行う体制として内部統制システムを整備・維持します。これを適宜見直し、改善していくことで業務の適正性を確保します。

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社グループは社会的責任に対する基本姿勢を示す「グループコンプライアンス規程」及び「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、当社グループの役員、従業員が法令、社内規程・ルール等に従い、高い倫理観を持ち良識ある行動をとれるよう、その基準を明確にします。
- イ. 当社グループは適切な内部統制システムを構築し、運用しております。また、当社及びグループ会社の業務執行が法令、社内規程・ルール等に則って適正に行われていること、当社グループの内部統制システムの適正な運用を監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行うため、監査等委員会直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、当社及びグループ会社の内部監査を行います。
- ウ. 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令、社内規程・ルール等の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
- エ. 違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するため、「グループホットライン規程」を制定し、当社グループに従事する者からの「社内ホットライン」を整備するなどコンプライアンス体制の充実に努めるほか、eラーニングを実施し役員及び従業員のコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。
- オ. 当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人や団体には断固たる態度で臨みます。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の意思決定や職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- イ. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織、各職位の責任と権限の体系を明確にした「職務権限規程」及び「職務権限基準」を制定します。
- ウ. 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任し業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ります。
- エ. 当社グループの事業活動の連携と業務執行状況の確認、意思統一を図る機関として「経営会議」を設置し、当社グループ内の重要事項について審議します。
- オ. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各グループ会社・各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期に計画した業績目標の達成を図ります。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務執行に関する決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
- イ. 情報の保護については「情報セキュリティ管理規程」を整備し、重要度に応じた閲覧権限の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置などについて役員、従業員に対して周知徹底を図ります。

④損失のリスクの管理に関する規程その他の体制

- ア. 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえで具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めます。
- イ. 当社グループの損失のリスクの管理に関して「グループ危機管理規程」を整備し、損失防止の管理体制を強化します。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ア. グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループの「グループ理念」と「グループビジョン」に示される基本的な考えを共有します。
- イ. 経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社からグループ会社に取り締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、グループ会社との情報交換及び協議を行うため「グループ経営会議」を開催します。
- ウ. グループ会社に対する調査・監査実施の体制として、監査等委員、会計監査人による監査に加えて内部監査も実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保します。
- エ. グループ会社の業務運営等を管理するため「グループ会社管理規程」を制定します。
- オ. グループ会社における経営の健全性の向上及び業務の適正の確保が必要なときは、「グループ会社管理規程」に従い、グループ会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする体制を整備します。
- カ. 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別の業務プロセスの統制システムを整備するとともに、適正かつ有効な運用及び評価を行います。

⑥監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ア. 取締役は、監査等委員の求めがあれば、従業員を監査等委員の職務の補助に従事させることとします。
- イ. 監査等委員補助者は、監査等委員の職務の補助に専従するものとし、補助者の人事異動、人事考課については、予め監査等委員の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保します。

⑦取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ア. 監査等委員は「取締役会」、「経営会議」等の重要な会議に出席し、経営の状況や意思決定のプロセスについて常に把握し監査を行います。
- イ. 監査等委員に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、「社内ホットライン」に寄せられた情報等について、求めに応じて取締役及び使用人より迅速かつ有効に報告がなされる体制を整備しています。なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ウ. 監査等委員に対して、内部監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査等委員は必要に応じて内部監査室に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施します。

⑧監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ア. 監査等委員会は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払いまたは償還を受けることができます。
- イ. 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部の専門家を利用することができ、これに要する費用はアによるものとします。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を担保するとともに、監査等委員会は代表取締役、取締役と必要に応じ会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役、取締役との相互認識を深めます。
- イ. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関として取締役会を月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、グループ会社の月次報告の業績分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点より審議しました。また、当社取締役、執行役員及び常勤監査等委員が出席する「経営会議」を月1回開催し、当社グループ内の重要事項について審議を行いました。

①内部監査

当社の内部統制システムの運用の適正性について、内部監査室が当社及びグループ会社の監査を実施し、監査の結果を当社代表取締役及び監査等委員に報告いたしました。

当社では、監査等委員3名のうち2名を社外取締役としており、監査の透明性を確保する体制としております。

②コンプライアンス

当社グループの役員、従業員のコンプライアンスに対する意識を高めるため、会議やeラーニングを通じて、コンプライアンス教育を推進いたしました。

③リスクマネジメント

当社に「リスク管理委員会」を設置し、当社及び当社グループにおける潜在リスクの評価、リスク発生の防止に努めるなど活動を行ってまいりました。また、当社グループにおいて「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、反社会的勢力を排除するため、その条項を定めるとともに、新規の取引先においては与信申請時で確認し、適宜実施いたしました。

そのほか、当社及び当社グループを対象に「社内ホットライン」を設置し、当社及び当社グループの役員・従業員への周知を行いました。なお、当社顧問弁護士、監査等委員が社外の窓口となり会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を把握できる体制としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	13,804,266
現金及び預金	10,555,676
受取手形及び売掛金	1,917,843
有価証券	501,314
仕掛品	81,827
原材料及び貯蔵品	9,482
その他の流動資産	775,440
貸倒引当金	△37,318
固定資産	11,846,294
有形固定資産	6,067,188
建物及び構築物	1,318,306
土地	4,602,643
リース資産	42,362
その他の有形固定資産	103,875
無形固定資産	692,895
借地権	322,400
ソフトウェア	239,792
その他の無形固定資産	130,702
投資その他の資産	5,086,210
投資有価証券	4,254,659
退職給付に係る資産	532,414
その他の投資	310,121
貸倒引当金	△10,985
資産合計	25,650,560

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	3,072,646
支払手形及び買掛金	285,619
リース債務	14,225
未払法人税等	945,076
その他の流動負債	1,827,724
固定負債	953,134
社債	500,000
長期借入金	100,000
リース債務	31,412
繰延税金負債	277,086
その他の固定負債	44,635
負債合計	4,025,781
(純資産の部)	
株主資本	21,093,281
資本金	3,125,231
資本剰余金	2,946,634
利益剰余金	16,130,738
自己株式	△1,109,323
その他の包括利益累計額	262,533
その他有価証券評価差額金	325,172
為替換算調整勘定	17,861
退職給付に係る調整累計額	△80,499
新株予約権	268,964
純資産合計	21,624,779
負債・純資産合計	25,650,560

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,685,358
売上原価		11,796,817
売上総利益		6,888,540
販売費及び一般管理費		2,256,827
営業利益		4,631,712
営業外収益		
受取利息	7,451	
受取配当金	11,143	
投資有価証券売却益	24,777	
投資有価証券評価益	6,639	
保険解約返戻金	11,140	
保険配当金	27,964	
その他の営業外収益	14,525	103,643
営業外費用		
支払利息	5,515	
投資事業組合管理費	6,064	
寄付金	36,000	
その他の営業外費用	6,648	54,229
経常利益		4,681,125
特別利益		
固定資産売却益	388	
投資有価証券売却益	4,440	
新株予約権戻入益	1,432	6,261
特別損失		
固定資産除却損	419	
リース解約損	112	531
税金等調整前当期純利益		4,686,856
法人税、住民税及び事業税	1,498,469	
法人税等調整額	△18,170	1,480,299
当期純利益		3,206,556
親会社株主に帰属する当期純利益		3,206,556

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	5,483,238
現金及び預金	4,074,792
売掛金	257,617
有価証券	501,314
関係会社短期貸付金	64,116
その他の流動資産	585,398
固定資産	13,109,088
有形固定資産	1,731,935
建物	919,261
土地	678,562
その他の有形固定資産	134,111
無形固定資産	561,534
借地権	322,400
その他の無形固定資産	239,133
投資その他の資産	10,815,618
投資有価証券	4,254,659
関係会社株式	6,285,867
関係会社出資金	29,496
関係会社長期貸付金	12,934
その他の投資	232,660
資産合計	18,592,327

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	670,235
短期借入金	300,199
未払法人税等	55,705
その他の流動負債	314,330
固定負債	1,016,672
社債	500,000
長期借入金	100,000
繰延税金負債	343,493
その他の固定負債	73,178
負債合計	1,686,907
(純資産の部)	
株主資本	16,311,282
資本金	3,125,231
資本剰余金	2,946,634
資本準備金	2,946,634
利益剰余金	11,348,739
利益準備金	168,818
その他利益剰余金	11,179,921
別途積立金	8,100,000
繰越利益剰余金	3,079,921
自己株式	△1,109,323
評価・換算差額等	325,172
その他有価証券評価差額金	325,172
新株予約権	268,964
純資産合計	16,905,419
負債・純資産合計	18,592,327

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		4,291,113
営業費用		2,239,922
営業利益		2,051,191
営業外収益		
受取利息及び配当金	19,207	
その他の営業外収益	49,832	69,040
営業外費用		
支払利息	5,549	
その他の営業外費用	45,316	50,866
経常利益		2,069,365
特別利益		
固定資産売却益	295	
投資有価証券売却益	4,440	
新株予約権戻入益	1,432	6,168
特別損失		
固定資産除売却損	419	
関係会社株式評価損	8,232	
リース解約損	112	8,763
税引前当期純利益		2,066,770
法人税、住民税及び事業税	82,722	
法人税等調整額	8,800	91,523
当期純利益		1,975,247

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

株式会社 船井総研ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村圭志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方得男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社船井総研ホールディングスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

株式会社 船井総研ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村圭志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方得男 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社船井総研ホールディングスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集通知

株主総会参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主メモ

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月13日

株式会社船井総研ホールディングス 監査等委員会

監 査 等 委 員 百村 正宏 ㊞

監 査 等 委 員 中尾 篤史 ㊞

監 査 等 委 員 小林 章博 ㊞

（注）監査等委員中尾篤史及び小林章博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

>> 事業年度

毎年1月1日から12月31日まで

>> 定時株主総会

毎年3月

>> 配当金支払株主確定日

期末配当金 毎年 12月31日
中間配当金 毎年 6月30日

>> 単元株式数

100株

>> 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

>> 同連絡先

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部 ▶ 電話：0120-094-777（通話料無料）

特別口座に記録された株式に関する各種お手続き用紙のご請求は、次の三菱UFJ信託銀行株式会社のインターネットでも24時間承っております。

インターネットホームページ

<http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

大阪本社

〒541-0041 大阪市中央区北浜4-4-10
TEL：06-6232-0010（代）

東京本社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-6
日本生命丸の内ビル21階 TEL：03-6212-2923（代）

>> 公告方法

電子公告

当社ホームページ（<http://hd.funaisoken.co.jp/>）に掲載します。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

>> 株主優待制度（平成29年12月31日現在）

<対象株主様>

毎年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様

<贈呈基準及び贈呈内容>

100株以上1,000株未満保有…………… Quoカード500円分
1,000株以上5,000株未満保有…………… Quoカード1,000円分
5,000株以上10,000株未満保有…………… Quoカード5,000円分
10,000株以上保有…………… Quoカード10,000円分



<http://hd.funaisoken.co.jp/>

過去のIR情報もこちらからご覧いただけます。

船井総合研究所のホームページでは、セミナーや研究会、コンサルタントの経営コラムを提供しています。経営コラムには、無料のものと有料のものがご用意。有料コラムにつきましては、船井総合研究所が運営しております、月額制会員サービス「FUNAI メンバーズ Plus」に入会していただきますとご覧いただけます。3ヶ月間無料お試し入会も可能ですので、ぜひご利用ください。

船井総研

検索

TOPICS 株主様との対話

当社は、重要なステークホルダーである株主・投資家の皆様との建設的対話やコミュニケーションを大切にし、互いの考えや立場を踏まえ適切な対応をいたします。

株主・投資家の皆様との対話は、対話で得られた結果を経営に反映するため、可能な限り代表取締役社長またはＩＲ担当役員が行うことを基本としております。

【平成29年度の活動状況】

対象	活動内容
個人株主	平成29年5月・6月「株主様向けＩＲ説明会」実施 大阪・東京にて実施
機関投資家	定期的説明会 第2四半期決算・通期決算は決算説明会を開催 ※その他個別ミーティング等の実施

【株主様向けＩＲ説明会】

大阪・東京の2会場にて200名を超える株主様のご参加をいただきました。

開催日：大阪5月27日 東京6月4日

- 代表取締役社長、ＩＲ担当役員による現況及び今後の経営計画の説明
- 質疑応答



説明会の様子(東京会場：弊社東京本社)

株主様向けIR説明会においては、大阪・東京の2会場では、多くの株主の皆様よりご質問をいただきました。なかでも、よくいただくご質問をまとめましたのでご参照ください。

Q どんな人を採用しているのですか？

A 採用活動については当社（船井総研ホールディングス）の人財開発本部において行っており、採用基準としては「仕事好き」で「会社好き」で「仲間好き」の人しか採用しておりません。

新入社員に期待しているのは「コンサルタントになりたい」というのは当然として、当社のカルチャーや現状を肯定的に受け止めて、欠点はたくさんあるけど長所を共有して一緒に当社の仲間とともに成長して欲しいと期待しております。

Q 研究会やセミナーはどのように集客してるのですか？また、利益はありますか？

A セミナーについてはDMやHPやインターネット広告で集客しております。時流に適したソリューションをいかに案内できるかが重要と考えております。セミナーにご参加いただき、興味を持っていただいたお客様には研究会に入会していただいております。なお、利益につきましても、計画的に料金設定をしておりますので、利益もきちんと確保できております。

Q 売上拡大にむけて今後の投資の予定はありますか？

A 一つ目の投資は人であると考えております。毎年計画的に新卒を採用して、計画的に育成することにごこだわっております。人への採用が最も投資効率が高く、今後も採用人数を拡大していきたいと考えております。二つ目の投資は、デジタル化への投資です。クラウドを活用したコンサルティングやコンサルティングサービスを拡充するためにITやシステムへの投資を進めていく必要があると考えております。



メモ

株主総会会場 ご案内図

ホテルグランヴィア大阪20F なにわ 名庭の間

大阪市北区梅田3丁目1番1号 TEL 06-6344-1235 (代表)



J R大阪駅からのアクセス



ホテルグランヴィア大阪



交通の
ご案内

J R大阪駅 中央改札口出て右手すぐ

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日のお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Funai Soken Holdings Inc.



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。